

追加経済対策による税制改正

6月19日衆議院本会議において、追加経済対策の中の2009年度税制改正法が成立しました。内容としては、下記の3点となります。

1. 贈与税の非課税枠500万円追加一時限措置

平成21年と平成22年の2年間に限定して、住宅取得資金の贈与について、非課税枠が別途500万円設けられました。

これは、20歳以上の子供が、親や祖父母など直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合に、500万円まで贈与税を非課税とする措置です。2年間の累計で500万円まで使えることになっています。

この特例は、暦年課税（通常の贈与課税）や、相続時精算課税の今までの非課税枠とあわせて適用可能となります。

すなわち、暦年課税の場合は、現行の非課税枠110万円に500万円をプラスして610万円まで非課税になります。

相続時精算課税の場合は、現行の非課税枠3500万円に500万円をプラスして4000万円まで非課税になります。また、この500万円部分については、相続時精算課税とは別物であるため、相続時に相続財産に加算する必要はありません。さらに、相続時精算課税の場合は、父・母から別々にもらうことができますが、この500万円の非課税枠は合計で500万円となります。

なお、この住宅資金贈与は、リフォームなどにも使うことができますので、使い勝手が結構あるのでは？と思います。

2. 交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度については、現行、資本金1億円以下の法人に限って、その交際費等の額が、年間400万円以下の場合は、その90%である360万円を上限に損金算入することができます。

この定額控除限度額が600万円に引き上げられます。損金算入できるのは、その10%の540万円ということになります。少しは使える額は増えますが、企業の状況が交際費を使えるような状況でない会社が多いですけどね...

なお、適用開始は、今年4月以降終了する事業年度からとされています。

3. 研究開発税制の拡充

試験研究費の税額控除制度は、現行、法人税額の 30%を上限に、研究開発費の一部が税額から控除され、控除しきれない場合は翌年度に限って繰り越すことができます。

これを、平成 21 年度、平成 22 年度においては、税額控除ができる限度額を 40%に引き上げ、さらに控除できない場合は、平成 23 年度、平成 24 年度に繰り越せることとなります。すなわち、現行の繰越期間 1 年が最長 3 年まで延長されることとなります。ただ、この研究開発費税制は、中小企業ではあまり使っていないので、経済対策の効果はあまりないのでは？と思いますが...

以上

東京メトロポリタン税理士法人
北岡 修一